

施設・設備の維持管理に係る仕様

1 供用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
農林センター、 木材文化館	研修室、調理実習室、木工工作室の清掃	利用の都度
	便所、洗面所、湯沸所、木育ひろば等の清掃	週3回
	その他館内清掃	週1回
	木製遊具、パネル等の点検	毎日
	軽微な修繕	適宜
農産物直売所、 公園食堂、農林情 報館のぴあ	清掃	毎日
	展示物、パネル等の点検	毎日
	軽微な修繕	適宜
ほ場、温室、花き 指導施設	巡視点検、清掃、除草	随時
	植栽管理については、ほ場等植栽計画に基づき行う。	
広場、歩道、駐車 場	巡視点検、清掃	随時
	除草、刈り払い等	適宜
屋外便所	巡視点検、清掃	毎日
	軽微な補修	適宜
遊具	巡視点検	随時
	定期点検	年1回
	軽微な補修	適宜

※ 修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じて実施するものとする。

※ 遊具については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（下記アドレス参照）に基づき維持管理するものとする。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000083.html

2 管理用施設

対象施設	管理方法等	実施回数等
給水設備	設備の正常運転に必要な維持管理	受水槽清掃：年1回 水質検査：年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
浄化槽	浄化槽法に基づく清掃、水質検査	清掃点検：年1回 水質検査：年4回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
消防設備	機能点検及び総合点検	それぞれ年1回

照明設備	巡視点検	巡視点検：随時
	照明器具の清掃	年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
放送設備	機能点検及び総合動作試験	それぞれ年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
空調機器	機能点検	保守点検：年2回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
ボイラー	機能点検	保守点検：年1回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
エレベーター	機能点検	保守点検：年2回
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜
機械警備設備	機能点検	適宜
	異常のある場合の軽微な修繕	適宜

＊修繕、補修については、資料4「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」に応じて実施するものとする。

3 植栽管理

区分	管理方法	実施回数等
芝生管理	芝刈	適宜
	除草、清掃	適宜
植木管理	剪定	適宜
	除草、清掃	適宜
森林管理	剪定、間伐	適宜
	除草、清掃	適宜